

「商標審査基準」改訂案に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方について(項目別)

「商標審査基準」改訂案に直接関係のない御意見は掲載しておりません。

整理番号	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
全体				
1	-	<p>コンセント制度における商品又は役務の出所が実質的に同一である場合や出願人と先行登録商標権者に支配関係等がある場合の判断や取り扱いの基準を明確化したものであり、改訂案に賛成する。</p> <p>今後、新たな審査基準について、十分な説明・周知活動を行っていただくことを希望する。</p>	<p>商標審査基準改訂案について賛同する御意見と理解いたします。今後、特許庁ホームページ等を活用して、今般の審査基準の改訂について十分な説明・周知活動を行ってまいります。</p>	1団体
2	-	概ね問題ないと思われます。	<p>商標審査基準改訂案について賛同する御意見と理解いたします。</p>	1個人
九、第4条第1項第10号				
3	-	なぜ削除するのですか	<p>第4条第1項第10号の審査基準で準用する同項第11号の審査基準11(4)及び13の削除に伴い、従来の取扱いを審査基準上に明記するには、新たに第4条第1項第10号の審査基準に当該取扱いを書き起こす必要があります。</p> <p>しかし、削除対象である審査基準については、いずれも、導入された平成29年4月から現在までの約8年間、第4条第1項第10号においては、適用されたケースは極めて乏しい状況です。</p> <p>審査基準が審査における基本的な判断基準を記載するものであり、かつ、ユーザーの皆様にとってわかりやすいものであるべきことを踏まえますと、審査基準上にこれらの項目に関する記載を残しておくことは適切でなく、必要性にも欠けると判断いたしました。</p> <p>なお、第4条第1項第10号については、第4条第4項すなわちコンセント制度の適用がありませんが、基準が削除されたとしても、これまで認められてきた運用については引き続き認めていく方針です。</p>	1個人

整理番号	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
4	-	<p>削除すべきではない。 出願に係る商標が登録を受けることについて、引用商標権者が了承している旨の証拠を提出することは取り扱う上で非常に重要なものであることから削除すべきではないと思われる。</p>	<p>削除対象である審査基準については、いずれも、導入された平成29年4月から現在までの約8年間、第4条第1項第10号においては、適用されたケースは極めて乏しい状況です。 審査基準が審査における基本的な判断基準を記載するものであり、かつ、ユーザーの皆様にとってわかりやすいものであるべきことを踏まえ、審査基準上にこれらの項目に関する記載を残しておくことは適切でなく、必要性にも欠けると判断いたしました。 したがって、商標審査基準改訂案の記載は現状のままとさせていただきます。 なお、第4条第1項第10号については、第4条第4項すなわちコンセント制度の適用がありませんが、基準が削除されたとしても、これまで認められてきた運用については引き続き認めていく方針です。</p>	1個人
5	-	<p>削除についてはどちらかという反対。 削除によるメリットは支配関係において支配下におかれる立場の人物、企業が商標を支配側に搾取される事案が無くなる。これはよい。 一方、デメリットとして無秩序な商標登録の可能性が考えられる。生成AIを利用して、自分とは無関係の人物、会社のロゴを作り変えて商標登録されることは、大いに予想できる。さらに言えば、コンセント制度を使い有名な商標を第三者が「競合しない分野」として登録する可能性も多くなるだろう。 例： 新体操の技の名前に「ピカチュウ」と名付けて商標にする 新しい料理の名前に「ポケモン」と名付けて商標にする、など。 デメリットの方が大きいと感じたため、反対とさせていただきます。</p>	<p>削除対象である審査基準については、いずれも、導入された平成29年4月から現在までの約8年間、第4条第1項第10号においては、適用されたケースは極めて乏しい状況です。 審査基準が審査における基本的な判断基準を記載するものであり、かつ、ユーザーの皆様にとってわかりやすいものであるべきことを踏まえ、審査基準上にこれらの項目に関する記載を残しておくことは適切でなく、必要性にも欠けると判断いたしました。 したがって、商標審査基準改訂案の記載は現状のままとさせていただきます。</p>	1個人
十、第4条第1項第11号				

整理番号	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
6	11.(4)	なぜ削除するのですか	<p>この審査基準は、コンセント制度が整備されるまでの過渡期において、商品又は役務の類否判断が「類似商品・役務審査基準」に沿って行われ、必ずしも、取引の実情を十分に参酌しない場合があることから、取引の実情を知る当事者の意見を踏まえた類否判断を行う仕組みとして設けられたものです。</p> <p>コンセント制度の導入により、出願商標及び先行登録商標に関する具体的な事情を総合的に考慮して、混同を生ずるおそれの有無を判断することが可能になったことから、より具体的な取引の実情を踏まえた上で出願商標の登録可否を判断することができるようになったことを踏まえ、当該基準は役割を終えたものであって、削除するのが適当と考えます。</p>	1個人
7	11.(4)	削除すべきではない この項目の記述内容を削除することが判断に資するとは思われない。	<p>ご指摘の審査基準は、コンセント制度が整備されるまでの過渡期において、商品又は役務の類否判断が「類似商品・役務審査基準」に沿って行われ、必ずしも、取引の実情を十分に参酌しない場合があることから、取引の実情を知る当事者の意見を踏まえた類否判断を行う仕組みとして設けられたものです。</p> <p>コンセント制度の導入により、出願商標及び先行登録商標に関する具体的な事情を総合的に考慮して、混同を生ずるおそれの有無を判断することが可能になったことから、より具体的な取引の実情を踏まえた上で出願商標の登録可否を判断することができるようになったことを踏まえ、当該基準は役割を終えたものであって、削除するのが適当と考えます。</p> <p>したがって、商標審査基準改訂案の記載は現状のままとさせていただきます。</p>	1個人

整理番号	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
8	11.(4)	<p>削除についてはどちらかという反対。 削除によるメリットは支配関係において支配下におかれる立場の人物、企業が商標を支配側に搾取される事案がなくなる。これはよい。 一方、デメリットとして無秩序な商標登録の可能性が考えられる。生成AIを利用して、自分とは無関係の人物、会社のロゴを作り変えて商標登録されることは、大いに予想できる。さらに言えば、コンセント制度を使い有名な商標を第三者が「競合しない分野」として登録する可能性も多くなるだろう。 例： 新体操の技の名前に「ピカチュウ」と名付けて商標にする 新しい料理の名前に「ポケモン」と名付けて商標にする、など。 デメリットの方が大きいと感じたため、反対とさせていただきます。</p>	<p>ご指摘の審査基準は、コンセント制度が整備されるまでの過渡期において、商品又は役務の類否判断が「類似商品・役務審査基準」に沿って行われ、必ずしも、取引の実情を十分に参酌しない場合があることから、取引の実情を知る当事者の意見を踏まえた類否判断を行う仕組みとして設けられたものです。 コンセント制度の導入により、出願商標及び先行登録商標に関する具体的な事情を総合的に考慮して、混同を生ずるおそれの有無を判断することが可能になったことから、より具体的な取引の実情を踏まえた上で出願商標の登録可否を判断することができるようになったことを踏まえ、当該基準は役割を終えたものであって、削除するのが適切と考えます。 したがって、商標審査基準改訂案の記載は現状のままさせていただきます。</p>	1個人
9	13	なぜ削除するのですか	<p>商標法第4条第4項では、第4条第1項第11号に該当する商標であっても、先行登録商標権者の承諾を得ており、かつ、混同を生ずるおそれがないものについては、同号の規定は適用しないこととされております。 商標審査基準改訂案では、出願人と先行登録商標権者に支配関係がある場合は、商標法第4条第4項の適用において、混同を生ずるおそれがないものとして取り扱うこととしております。 よって、現行の第4条第1項第11号の審査基準に支配関係に関する記載を残しておくのは適切ではないと考えます。</p>	1個人

整理番号	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
10	13	<p>削除すべきではない 出願に係る商標が登録を受けることについて、引用商標権者が了承している旨の証拠を提出することは取り扱う上で非常に重要なものであることから削除すべきではないと思われる。</p>	<p>商標法第4条第4項では、第4条第1項第11号に該当する商標であっても、先行登録商標権者の承諾を得ており、かつ、混同を生ずるおそれがないものについては、同号の規定は適用しないこととされております。 商標審査基準改訂案では、出願人と先行登録商標権者に支配関係がある場合は、商標法第4条第4項の適用において、混同を生ずるおそれがないものとして取り扱うこととしております。 よって、先行登録商標権者の承諾を得ており、かつ、出願人と先行登録商標権者に支配関係がある場合については、これまでご指摘の審査基準に基づいて認められてきた運用と基本的に同程度の取扱いがコンセント制度において実現されることとなります。 したがって、商標審査基準改訂案の記載は現状のままとさせていただきます。</p>	1個人
11	13	<p>削除についてはどちらかという反対。 削除によるメリットは支配関係において支配下におかれる立場の人物、企業が商標を支配側に搾取される事案が無くなる。これはよい。 一方、デメリットとして無秩序な商標登録の可能性が考えられる。生成AIを利用して、自分とは無関係の人物、会社のロゴを作り変えて商標登録されることは、大いに予想できる。さらに言えば、コンセント制度を使い有名な商標を第三者が「競合しない分野」として登録する可能性も多くなるだろう。 例： 新体操の技の名前に「ピカチュウ」と名付けて商標にする 新しい料理の名前に「ポケモン」と名付けて商標にする、など。 デメリットの方が大きいと感じたため、反対とさせていただきます。</p>	<p>商標法第4条第4項では、第4条第1項第11号に該当する商標であっても、先行登録商標権者の承諾を得ており、かつ、混同を生ずるおそれがないものについては、同号の規定は適用しないこととされております。 商標審査基準改訂案では、出願人と先行登録商標権者に支配関係がある場合は、商標法第4条第4項の適用において、混同を生ずるおそれがないものとして取り扱うこととしております。 よって、先行登録商標権者の承諾を得ており、かつ、出願人と先行登録商標権者に支配関係がある場合については、これまでご指摘の審査基準に基づいて認められてきた運用と基本的に同程度の取扱いがコンセント制度において実現されることとなります。 したがって、商標審査基準改訂案の記載は現状のままとさせていただきます。</p>	1個人
その他				

整理 番号	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
12	-	<p>一般市民の一意見として、文書自体の専門性が高く感じられます。</p> <p>特に『本号』という表記は誤読を招く可能性が高く、実際にどの議題を指定しているのかがわかりづらく感じました。『本号』が具体的にどの条文・どの主体を指すのかを明記していただければ理解がしやすくなると思います。</p> <p>また、現段階での理解での意見ですが、「類似性はどのように、誰によって、どの程度で判断されるか」を専門知識のない一般人にもわかりやすいように明らかに示していただければ、権利保護への信頼性が高まると考えます。</p>	<p>「本号」の表記に係る御指摘については、商標審査基準が対応する商標法の条文ごとの構成になっていることから、当たらないと考えております。</p> <p>また、商標の類否の考え方については、商標法第4条第1項第11号の審査基準を御参照ください。</p> <p>なお、特許庁ホームページ等を活用して、今般の審査基準の改訂について十分な説明・周知活動を行ってまいります。</p>	1個人